

保育所への入所児童を募集

平成21年度の保育所入所児童を募集します。入所を希望される場合は、入所申込書の提出が必要となりますので、受付期間内に申し込んでください。

現在、保育所に入所している児童についても、再度申し込みが必要になります（現在入所されている児童については、保育所を通して申込書を配布します）。

入所対象児童

保育所に入所できる対象児童は、長島町内に住所があり、両親および同居の家族全員が次のいずれかに該当し、家庭で保育ができない0歳から小学校入学前の児童です。

- ① 家庭外労働
居宅外で勤務している
- ② 居宅内で家事以外の仕事についている
- ③ 母親が出産の前後である
(前後2カ月)
- ④ 疾病・障害等
疾病等による入院・通院、または障害を有している
- ⑤ 親族等の介護
長期にわたる病氣・障害等

でその介護に当たっている

⑥ 災害等

火災やその他災害の復旧に当たっている

⑦ その他

その他町長が保育に欠けると認めるとき

※集団生活を身につける、他の子に手がかかる等は、入所申請の理由になりません。

受付期間

平成21年1月13日(火)～30日(金)

※募集期間を過ぎて申し込みをした場合、入所できないことがあります。

※各保育所の保育士数、入所

定員等の関係で入所できない

場合や第1希望以外の保育所への入所となる場合があります。

入所定員

川床保育園45人・まこと保育園60人・東保育園90人・平尾保育園60人・本浦保育園45人・指江保育園45人・伊唐保育園30人

※その他町外の保育所についても受け付けます。

提出書類

- ① 保育所入所申込書
- ② 家庭状況の申立書
- ③ 保育できないことを証明するもの

るもの

- ・ 就労証明書(就労者)
- ・ 母子手帳(出産前後)
- ・ 診断書(疾病・介護等)
- ④ 保育料算定に必要な書類
(両親分が必要)

I 平成20年分源泉徴収票または確定申告の写し

II 平成20年度町民税課税証明書(平成20年1月1日、長



島町外に居住した人)

※児童が祖父母等の扶養に入っている場合は祖父母等のI、IIも必要

◎ 申込書配布場所・提出先

役場町民福祉課・総合管理課
TEL (86) 11111
内線 1112